決算特別委員会

令和７年度

令和７年度決算については、決算特別委員会を設置して、９月１１・１４・１５日の３日間で各会計の歳入歳出決算事項別明細書などに基づき審査を行い、一般・特別会計の決算を認定しました。

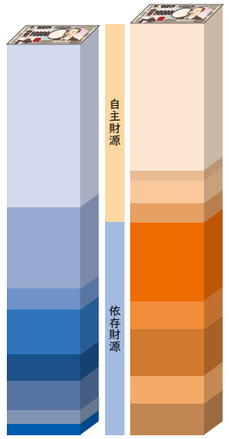
水道・下水道事業会計については、決算を認定し、利益の処分を可決しました。（質疑は６～７ページに掲載）



一般会計

歳出 159億444万円

	令和7年度決算	前年度比較
民生費	66億2306万円	9億5693万円 ↑
教育費	33億2347万円	7億5867万円 ↑
衛生費	8億4873万円	2022万円 ↑
総務費	18億3125万円	2267万円 ↑
公債費	10億6788万円	7559万円 ↑
土木費	12億585万円	1億1342万円 ↑
消防費	5億5031万円	4551万円 ↑
その他	4億5389万円	1億4905万円 ↑
総額	159億444万円	21億4207万円 ↑



一般会計

歳入 167億7083万円

	令和7年度決算	前年度比較	
町税	59億8675万円	3億428万円 ↑	自主財源
繰越金	4億3208万円	2億6814万円 ↑	自主財源
繰入金	9億1209万円	3億4675万円 ↓	自主財源
諸収入など	7億7651万円	2億389万円 ↑	自主財源
国庫支出金	32億758万円	7億4494万円 ↑	依存財源
町債	11億4860万円	4億6925万円 ↑	依存財源
地方交付税	18億9678万円	3億5469万円 ↑	依存財源
県支出金	11億3611万円	5429万円 ↑	依存財源
その他	12億7432万円	7636万円 ↓	依存財源
総額	167億7083万円	19億7638万円 ↑	

※千円以下は四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

一般会計の歳入は令和６年度と比べて13.4%増となっています。大きな要因となっているのは令和６年度比較で30.2%増の32億758万円の国庫支出金が大きく増えているためですが、町税も3億428万円増の59億8675万円となっており、令和３年以降で最大になりました。

一般会計の歳出は令和６年度と比べて15.6%増となっています。民生費で、生活応援ギフトカード配布事業、物価高対応子育て応援手当支給事業、児童福祉施設整備事業、障害福祉サービス事業の増加、教育費で東部コミュニティセンター整備事業、幼稚園給食配膳室整備事業が大きな要因となっています。

決算審査の流れ

９月１日
本会議で
審議開始
→提案説明・
質疑
→決算特別
委員会を設置

９月１１日
１４日
１５日
決算特別委員会で
審査開始
→所管課別 補足説明・質疑
→討論・採決

９月１７日
本会議で審議
→委員長報告
→会計ごとに討論・
採決

自主財源確保の取り組みは

議会の視点



質疑 監査委員の報告によると、財政構造の弾力性を示す、経常収支比率は前年度と比較して減少となった。今後の財政運営において、自主財源の確保は重要な課題であると考えるが、本町の取り組み状況は。

答弁 令和８年４月からの第５次播磨町総合計画後期基本計画において、ビジョンの一つに、持続可能な行財政運営を進めるまちづくりを掲げ積極的な自主財源の確保を行うことを基本目標にしている。自主財源の根幹となる町税をはじめ債権や私債権に関しても、所管課と債権管理課が連携して、滞納整理の強化に努めることで、収納率向上の成果があらわれている。

資金運用の面では、各基金を一体的に取り扱い、債権および定期預金による状況に合わせた安全かつ効率的な運用を図っている。これらの取り組みから、財政の健全度を示す財政健全化判断比率については、令和７年度決算においても良好な状況にあるが、今後も引き続き町税の安定的な確保、使用料手数料の適正化に加え、ふるさと納税や一般寄附金、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなど自主財源の確保に向け、全庁的な取り組みを進めることで、持続可能な行財政運営に努めていく。

監査委員の視点



役割 監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為は、播磨町の事務の管理や執行などについて、法令に適合し正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的としている。

意見 【プロポーザル方式の実施に関するガイドラインについて】

令和６年度の決算審査において「根拠に基づいた事務処理について」として指摘しているが、これまで各課でプロポーザル方式による業者選定を行う際には、プロポーザル方式の実施に関するガイドラインはあるものの、実際の詳細な運用については所管課の仕様書によるところが大きいところであった。

このたび、令和８年４月１日付でガイドラインの改正を行い、「意思決定時に決裁を得る事項」「学識経験者等の意見を積極的に活用するよう努めること」「評価基準の策定にあたっての留意事項」などを新たに規定し、選定基準に統一性を持たせることで適切な業者選定に資するガイドラインへと改正したことは評価している。

【備品管理】

備品の現品確認検査および備品台帳との突合が概ね適正に実施されていたが、管理台帳への確認日、確認者などの記録漏れが散見された。

各課においては、庁舎内外を問わず定期的な備品の管理および記録の保存についての徹底を図られたい。